

大垣市告示第260号

古宮町産業用地整備事業の受託者選定に係る公募型プロポーザル手続きを実施するので、
大垣市公募型プロポーザル（設計・施工一括発注工事）実施要綱（令和2年9月1日制定）
第5条の規定により告示します。

令和2年10月23日

大垣市長 小川 敏



1 事業概要

- (1) 事業名 古宮町産業用地整備事業
- (2) 事業場所 大垣市古宮町地内（大垣市公設地方卸売市場）
- (3) 事業内容 設計業務、建設工事及び工事監理業務等
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和5年2月28日まで

2 受託者選定方法

(1) 選定方式

本事業者の選定は、公募型プロポーザル方式によるものとし、最優秀者及び優秀者を選出し、最優秀者と協議が整った場合は、最優秀者、最優秀者と協議が整わない場合は、優秀者を受託候補者として決定する。

(2) 選定の方法

提案意向書を提出した企業（以下「参加者」という。）のうち、参加資格要件を満たす者について、次のとおり評価を行い選定する。

(3) プロポーザル評価

古宮町産業用地整備事業のプロポーザル評価委員会（以下「委員会」という。）が参加者から提出された提案書等の内容についてのプレゼンテーション及びヒアリングにより採点を行い、最優秀者1者及び優秀者1者を選定する。

3 参加資格要件

(1) 基本的要件

本事業は、設計から施工まで一体的に行うものであることから、本プロポーザルに参加する者（以下「提案者」という。）は、設計及び造成工事、道路工事、建築工事において十分な実績と技術を有する者であって、事業期間中安定して監理等を遂行し、産業用地への企業誘致を行うことが可能な企画力、営業力及び経営能力を有する民間事業者とする。

(2) 参加資格

- ① プロポーザル提案意向申請書の提出日において、大垣市契約規則（昭和39年規則第7号）第21条第2項の規定に基づき作成された大垣市有資格者名簿に登載され、かつ、建築一式工事の業務登録があること。
- ② 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受け、同法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者を本事業に配置することができること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑥ 大垣市入札参加資格停止等の措置要領（平成11年4月1日制定）の規定による入札参加資格停止措置の期間中でない者であること。
- ⑦ 大垣市が行う契約及び交付する補助金等からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年1月4日制定）の規定による入札参加資格停止措置の期間中でない者であること。
- ⑧ 過去10年以内に本事業と同種又は類似の施工実績があること。
- ⑨ 次に掲げる者は、参加することができないものとする。
 - 1) 古宮町産業用地整備事業のプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）の委員及びその親族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている営利団体に所属する者が在職している企業
 - 2) その他、評価委員会の委員と実質的な関わりが深いと認められる者が在職している企業

4 事務局

大垣市 経済部 産業振興室

〒503-8601 岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地（本庁舎6階）

電話（直通）0584-47-8609 （代表）0584-81-4111 内線2227

電子メールアドレス sangyoushinkou@city.ogaki.lg.jp

5 参加手続等

(1) プロポーザルに係る書類等の配布方法及び期日

① 配布方法

プロポーザルに係る書類等は、大垣市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）から入手するものとする。

URL : <https://www.city.ogaki.lg.jp/0000050577.html>

② 配布期日

令和2年10月23日（金）～